平成２６年（フ）第８３１号
埼玉県蕨市錦町６丁目15番27号　ＤＷＥＬＬ　ＣＯＵＲＴ107号
債務者　鈴木　　匠
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８３２号
埼玉県蕨市錦町６丁目15番27号　ＤＷＥＬＬ　ＣＯＵＲＴ107号
債務者　鈴木久仁子（旧姓一木）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８０号
埼玉県和光市諏訪原団地１番２号103
債務者　平塚　　浩
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８８４号
埼玉県新座市畑中３丁目２番19―320号、旧住所埼玉県北本市石戸宿２丁目223番地
債務者　番場　　実（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１６号
埼玉県朝霞市栄町２丁目６番５号　フラット栄105、旧住所埼玉県朝霞市大字岡225番地シティ岡217
債務者　遠藤　憲一
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９１８号
さいたま市見沼区東大宮６丁目21番地４　エクセルハイツ101
債務者　内山　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９４７号
さいたま市南区鹿手袋５丁目１番18―302号
債務者　坂本　正一
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２０１号
相模原市南区相模大野２丁目７番１号　エステートピア渋谷301
債務者　高江洲　博
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２０２号
相模原市南区相模大野２丁目７番１号　エステートピア渋谷301
債務者　高江洲友紀恵
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２４号
香川県観音寺市観音寺町甲3161番地
債務者　藤川　朱美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１１１８号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番25―302号
債務者　福島　功人
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４２号
札幌市手稲区曙12条２丁目14番１―Ｂ６号
債務者　瀬戸　俊明
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２４３号
札幌市手稲区曙12条２丁目14番１―Ｂ６号
債務者　瀬戸美千代
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８６号
北海道石狩市花川北５条２丁目79番地
債務者　三上　大輔
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４９号
札幌市豊平区美園２条３丁目２番11号　アーバン美園103号
債務者　森川　眞雪
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３７９号
札幌市北区新琴似９条２丁目３番10―405号
債務者　三澤　憲一
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで札幌地方裁判所民事第４部